

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年7月21日)

[件 名]

- 鳥取県個人情報保護条例の改正に関するパブリックコメントの実施について
【県民参画協働課】・・・ 2ページ
- 鳥取県デフリンピック特別顕彰の授与について
【スポーツ課】・・・ 7ページ
- 2022世界水泳選手権における本県出身選手の競技結果について
【スポーツ課】・・・ 8ページ
- 第1回米子駅周辺活性化連携会議の開催について
【中山間地域政策課】・・・ 9ページ
- JR西日本米子支社と東部沿線自治体との会談について
【地域交通政策課】・・・ 11ページ
- 「青谷弥生人」ミュージアムキャラバンについて
【とっとり弥生の王国推進課】・・・ 13ページ
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【とっとり弥生の王国推進課】・・・ 14ページ

地域づくり推進部

鳥取県個人情報保護条例の改正に関するパブリックコメントの実施について

令和4年7月21日

県民参画協働課

官民・全国共通の個人情報保護の規律を規定した改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）の施行（令和5年4月）に伴い必要となる所要の改正と併せて、デジタル化など個人情報を取り巻く環境の変化に対応した鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の見直しを検討しています。

この度、鳥取県新しい個人情報保護制度のあり方検討会（以下「検討会」という。）での議論を経て、条例見直し案の中間とりまとめを行いましたので、条例見直し案について広く県民の皆様の意見を求めるため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1 意見募集の方法

(1) 募集期間 令和4年7月28日(木)から8月10日(水)まで

(2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 条例見直し案の概要

(1) 基本的な考え方

- ・現行条例の価値観である「個人の尊厳」と「基本的人権の尊重」を基本理念として明確に規定する。
- ・個人の権利利益を侵害しないよう、最大限配慮した上で、利活用も図るといった、鳥取県としてのデジタル社会における個人情報保護のあり方を示す。
- ・改正法の施行に伴う個人情報保護の手続を整備する。
- ・現行条例で保護している死後における個人情報の取扱いについては、改正法で適用対象外となるため、本県独自に保護措置を規定する。
- ・個人情報保護審査会事務について、事務受託も含め、市町村との共同化を検討する。

(2) 構成

- ① 総則（目的、定義）
- ② 個人情報の保護 ※改正個人情報保護法を施行するための規定
（趣旨、定義、基本理念、県の責務、県民の責務、施策の推進）
（条例個人情報ファイル簿、開示・訂正及び利用停止、行政機関等匿名加工情報、運用状況の公表）
- ③ 死後における個人に関する情報の保護
（県独自の条例に基づく死後における個人に関する情報の保護措置、罰則）
- ④ 鳥取県個人情報保護審査会の設置
（現行の鳥取県個人情報保護審議会を機能集約した鳥取県個人情報保護審査会の設置）

<鳥取県情報公開条例の一部改正>

改正法の適用に伴い、手続の整合や用語の整理を行うため、所要の改正を行う。

- ・詳細は資料1～2のとおり。

3 これまでの検討会における主な意見

- ・県独自で定めることができる「条例要配慮個人情報」は、現時点で定めることは要しない。（現条例では要配慮個人情報に限り取得制限規定が置かれているが、改正法では個人情報全般に取得制限規定が置かれる。）
- ・改正法では開示決定期限が30日以内（現条例の開示決定期限は15日以内）となるが、個人情報の取扱いは従来に増して慎重な判断が求められることから、条例で短縮すべきではない。
- ・改正法で適用対象外となる死後を含めて個人情報として定義し、現行条例で保護してきたのであるから、現在の保護水準を保つためセーフティネットとして死後における個人情報の取扱いを条例で定めることは理解できる。
- ・漏えい防止措置は、法律・条例で制度を整えることはもちろんだが、実効性の伴う運用としなければならない。

4 今後の予定

令和4年7月28日～8月10日	パブリックコメント・県民参画電子アンケートの実施
8月	条例見直し案についての意見聴取 （県個人情報保護審議会、県情報公開審議会及び検討会）
8月	常任委員会報告（パブリックコメント結果の報告）
～11月	改正条例案の附議
令和5年4月	改正法・改正条例の施行

改正個人情報保護法に対応するための条例改正案の概要について

令和4年7月21日／鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

鳥取県個人情報保護条例改正案の概要

1 総則

(1) 目的

この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行等に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報等(※1)の保護に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益等の保護を図ることを目的とする。

※1 「個人情報等」＝個人情報（特定の生存する個人を識別することが容易にできる情報）及び「死後における個人に関する情報（特定の個人を識別することが容易にできる情報であって、当該個人の死後におけるもの）」

2 個人情報の保護

(1) 通則

・改正個人情報保護法の施行に必要な事項及び改正個人情報保護法の範囲内での県独自の個人情報保護措置を定めます。

① 趣旨

生存する個人の権利利益の保護を図るため、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

② 基本理念

1) 個人情報は、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から、慎重に取り扱われなければならない。

2) 個人に関する情報は、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公共の利益のために活用することが可能であり、政策や事業活動、県民生活の面においても欠かせないものであることに配慮しなければならない。

③ 県の責務

1) 県は、保有する個人情報の取扱いを通じて、県民一人一人の県政における関わり又は取扱いを説明する責務を全うするとともに、本人の権利利益を侵害しないよう最大限の配慮をしなければならない。

2) 県は、個人に関する情報(※2)の適正かつ効果的な活用が豊かな県民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人に関する情報の適確かつ有用な利用を図らなければならない。

※2 「個人に関する情報」＝個人の属性又は由来とするものの、特定の個人を識別することができない（個人情報ではない）情報

④ 県民の責務

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

⑤ 施策の推進

1) 県は、個人情報の保護を図るため必要な施策を講ずるものとする。

・漏えい防止等の安全管理措置の徹底、普及啓発活動に限らず、県の施策全般において講ずべき指針を明らかにするものです。

2) 県は、実施機関が保有する個人情報の取扱いに関し意見、提言又は苦情（以下この項において「意見等」という。）があったときは、これを的確に把握し、真摯に受け止め、速やかに対応し、意見等を県の施策に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

・県民参画基本条例と相まって、「県民の声」等の広聴・苦情処理制度の指針を明らかにするものです。

3) 県は、県民又は県内の事業者に係る個人情報の取扱いに関し苦情があったときは、これを的確に把握し、速やかに対応し、当該苦情を解決するため必要な措置を講ずるものとする。

・県消費生活の安定及び向上に関する条例及び県人権尊重の社会づくり条例と相まって、県が広域的な事案や困難事案等の（消費者・人権）相談・あっせん・調停等を実施する場合の指針を明らかにするものです。

(2) 県における個人情報の取扱い等

① 開示請求のの特例

県の実施する試験の結果等については、本人（代理人不可）からの開示請求に限り、直ちに開示することができる。

② 条例個人情報ファイル簿の作成・公表

改正個人情報保護法では、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けているが、本県においては、県が保有する1,000人未満の個人情報ファイルについても、独自の条例個人情報ファイル簿を作成・公表する。ただし、特定の個人が識別されるおそれがあると県が認める場合は、この限りでない。

③ 改正個人情報保護法の施行のために必要な事項

1) 個人情報の開示請求に対する開示・非開示情報の範囲

公文書開示・個人情報開示の両制度で開示・非開示情報の範囲が異なるように、県の公社、県の全部出資法人及び県の指定管理者が行う公の施設の管理業務に関する情報を開示情報とする。

2) 個人情報の開示請求・開示の実施に係る手数料

開示請求に係る手数料	無料
開示の実施に係る手数料	実費（複写代、送料等）の範囲内

- ・個人情報保護は行政の責務であるとする考え方に基づき、従前から開示請求に係る手数料は無料としています。
- ・従前から写しの複写・送付に要する実費を徴収していますが、改正個人情報保護法の適用により実費相当額を手数料に改めます。

3) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

国が政令で定める額と同額 21,000円(現在の19,000円を見直し)

- ・政令で定める額は最新の実費が勘案されており、県の事務執行に当たり特別なコストが生じる事情はありません。

④ 運用状況の公表

県は、毎年、改正個人情報保護法及び県条例に基づく個人情報保護の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

3 死後における個人に関する情報の保護

(1) 死後における個人に関する情報について、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに準ずる保護の継続を図るため、県独自に所要の規定を定める。

〔保護措置の例〕①保有の制限、②不適正な利用の禁止、③適正な取得、④正確性の確保、⑤安全管理措置、⑥従業者の義務、⑦漏えい等の報告、⑧利用及び提供の制限 等

(2) 個人情報の取扱いに寄せられる県行政への信頼に対し、当該個人の死後も引き続き応えていくため、改正個人情報保護法の個人情報に係る罰則に準じ、死後における個人に関する情報の守秘義務違反等について、県独自の罰則を設けます。

4 鳥取県個人情報保護審査会の設置

個人情報開示に係る審査請求について、行政不服審査法に基づいて県が行う諮問に応じて調査審議を行う第三者機関として、現行の鳥取県個人情報保護審議会を機能集約した鳥取県個人情報保護審査会を設置する。

(※事務の受託も含め、市町村との共同化を検討する。)

鳥取県情報公開条例の改正（個人情報保護条例の改正に伴う関係条例の整備）

・県情報公開条例においても、個人情報を取り扱っており、改正個人情報保護法との整合性を図る必要があることから、次のとおり改正します。

1) 公文書開示請求から開示（非開示）決定までの期間

	改正後	改正前	(比較)
標準処理期間	15日以内	15日以内	(±0日)
個人情報に関する判断を要する場合	45日以内の延長可	30日以内の延長可	(+15日)
その他やむを得ない理由がある場合	30日以内の延長可	30日以内の延長可	(±0日)

・改正個人情報保護法においては、個人情報の開示には精密かつ慎重な判断を経る必要があることから、開示請求に対する標準処理期間を30日以内、やむを得ない理由がある場合の決定期間を60日以内としています。県の公文書開示請求においても、対象公文書の個人情報に関する判断を要する場合は、改正個人情報保護法と同様、精密かつ慎重な判断を経る必要があることから、決定期間を最長60日とします。

2) 公文書開示の実施方法、開示・非開示情報の範囲、公文書開示の実施に係る手数料

改正個人情報保護法及び改正県個人情報保護条例に基づく個人情報開示の場合と共通の取扱いとする。

- ・開示・非開示情報の範囲は従前どおりとします（改正個人情報保護法の適用により、公務員に関する情報は個人情報の一類型とされますが、食糧費・交際費・県の公務員の氏名に関する情報の開示を維持するための調整規定を置きます。）。
- ・改正個人情報保護法の適用により本人を理由とする公文書の開示は個人情報開示請求によることとされることを受けて、保有個人情報に係る開示請求には情報公開条例が適用されない旨の確認規定を置きます。

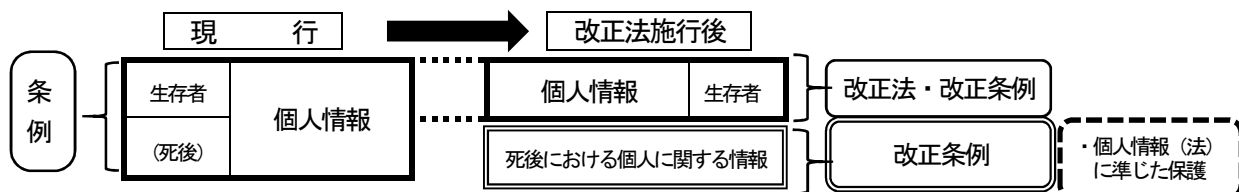
鳥取県個人情報保護条例の改正前後の項目別比較について

令和4年7月21日／県民参画協働課

1 個人情報の定義

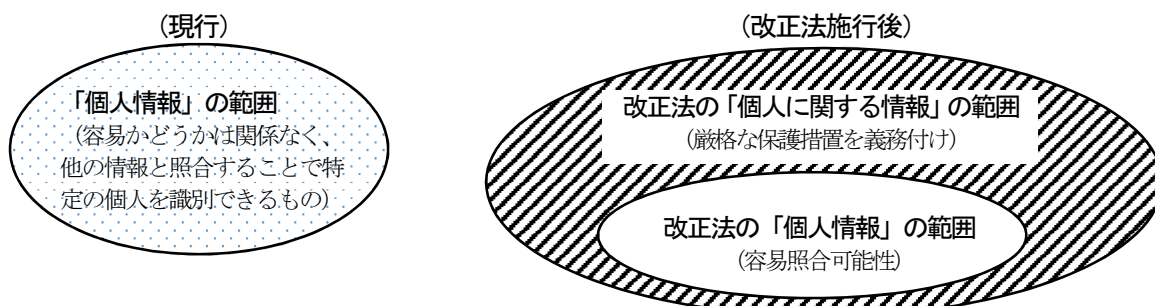
(1) 死後における個人に関する情報【県独自】 ⇒現行の水準を確保

- 改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）では、現行の県個人情報保護条例（以下「条例」という。）で保護している、死後における個人に関する情報が法の適用対象外となる。
- 改正県個人情報保護条例（以下「改正条例」という。）では、本県独自に、死後における個人に関する情報の取扱い（保有・利用制限、安全管理等）について個人情報の取扱いに準ずる規定を設けて、引き続き、本人の生死にかかわらず個人に関する情報の保護水準を確保する。



(2) 個人情報の範囲【改正法対応】 ⇒現行の県の制度より保護措置の範囲が拡大

- 改正法では、個人情報の定義に、現行の条例では採用されていない容易照合可能性（他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるもの）が採用される。
- 容易照合可能性により個人情報の範囲が狭くなる一方で、改正法では個人情報に該当しない「個人に関する情報（匿名加工情報等）」についても厳格な保護措置（漏えい防止・守秘義務等）が義務付けられており、保護措置の対象は、拡大する。



2 個人情報の保護措置等

(1) 個人情報の適正取得及び保有の制限【改正法対応】 ⇒現行の県の制度と変更なし

- 現行の条例は、個人情報の収集に関し、本人からの収集を原則とし、本人以外から収集するときも適法かつ公正に個人情報を収集しなければならないとされている。
- 改正法では、個人情報は、何人からの収集であろうとも、適正に取得し、法令の定める事務を遂行するために必要な場合に限り保有することができる」とされており、規定の表現は異なるものの、個人情報の取得・保有に関し、現行の条例と改正法での制限に差異はない。

(2) 個人情報の利用及び提供の制限【改正法対応】 ⇒現行の県の制度と変更なし

- 現行の条例では、原則として、法令に基づく場合を除き、個人情報の利用目的外の利用・提供することができないとされており、改正法においても同様。

(3) 安全管理措置【改正法対応】 ⇒現行の県の制度と変更なし

- 現行の条例で定められていた、安全管理措置（個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため必要な措置）は、改正法で規定されており、保護水準は変わらない。

(4) 従業者の業務【改正法対応】 ⇒現行の県の制度と変更なし

- 現行の条例で定められていた、実施機関の職員、実施機関から委託された個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者、指定管理者の義務（業務上知り得た個人情報の漏えい、不当な目的での使用禁止）は、義務を課される者の範囲、義務の内容とも改正法で同様に規定されており、保護水準は変わらない。

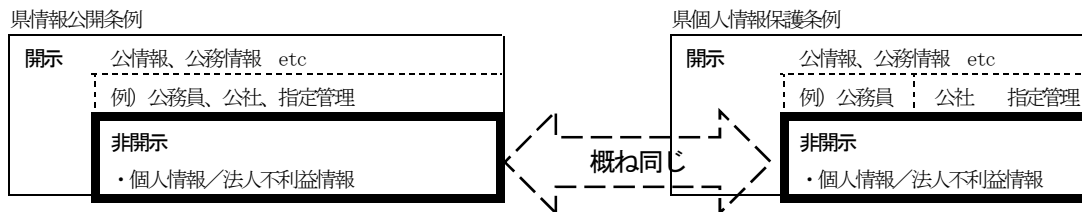
3 要配慮個人情報【改正法対応】 ⇒現行の県の制度を強化

- ・現行の条例で、要配慮個人情報のために設けていた取得制限規定は、改正法では、個人情報全般が対象となる。
- ・要配慮個人情報を含む旨の個人情報ファイル簿への記載、情報漏えい時の国委員会への報告等が義務付けとなる。

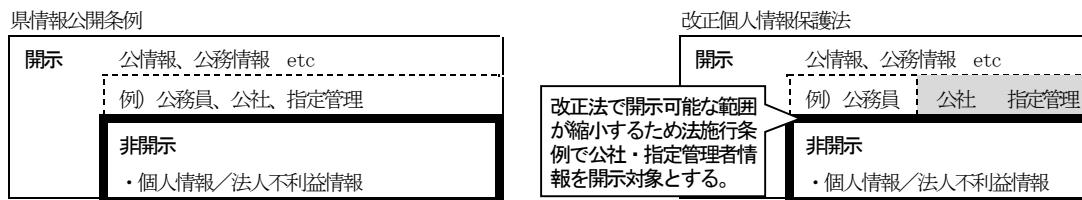
4 開示情報の対象範囲【県独自】 ⇒現行の県の開示範囲を確保

- ・改正法では、現行の条例で開示することとされている情報（県の公社や県の指定管理者が行う公の施設の管理業務に関する情報等）が非開示となっている。
- ・改正条例において、県情報公開条例の規定を引用することにより、現行の条例での開示情報の開示範囲は変更しない。

(現 行)



(改正法施行後)



鳥取県デフリンピック特別顕彰の授与について

令和4年7月21日
スポーツ課

5月1日（日）から15日（日）まで、ブラジル・カシアスドスルで開催された第24回夏季デフリンピック卓球競技において、日吉津村出身の井藤博和選手^{いとうひろかず}が男子団体で21年ぶりに銅メダルを獲得されたことから、7月8日（金）に「鳥取県デフリンピック特別顕彰」を授与しました。

- 1 日時 令和4年7月8日（金） 午前11時40分から午前12時まで
- 2 場所 鳥取県庁第4応接室
- 3 受賞者 井藤 博和（第24回夏季デフリンピック 卓球競技男子団体銅メダル）



【井藤博和選手の競技結果】

- ▶ 男子団体 銅メダル
- ▶ 混合ダブルス 井藤・川崎組 8位入賞
※川崎 瑞恵選手は SMBC 日興証券（株）所属
- ▶ 男子ダブルス 井藤・川口組 ベスト16
※川口 功人選手はトヨタ自動車（株）所属
- ▶ 男子シングルス 予選リーグ敗退

【井藤博和選手プロフィール】

所属団体：社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（千葉県浦安市在住）
生年月日：1985年8月15日（36歳）
出身地：西伯郡日吉津村
出身校：米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校 ※補聴器を使いながら学校に通学
鳥取県立米子東高等学校 ※卓球部に所属
山口大学（理学部数理科学科）
大阪市立大学大学院
主な戦績：箕蚊屋中学校で卓球を始め、高校時代は学校対抗で2度中国大会に出場。大学・大学院では競技をせず、就職活動中に卓球を再開。
2015年アジア太平洋ろう者競技大会男子団体 銅メダル
2017年度 全国ろうあ者選手権 男子シングルス優勝
2018年度 〃
2019年9月 第53回全国ろうあ者体育大会（鳥取・島根大会）3位 など

2022世界水泳選手権における本県出身選手の競技結果について

令和4年7月21日
スポーツ課

6月17日から7月3日までハンガリー・ブダペストで開催された2022世界水泳選手権において、本県出身の三上紗也可選手（飛込）が日本史上初の銀メダル獲得、武良竜也選手（競泳）が4位入賞と活躍を見せました。両選手が世界の大舞台で躍動する姿は、多くの県民に勇気と感動を与えてくれました。

なお、銀メダルを獲得した三上紗也可選手に対して、後日「鳥取県スポーツ顕彰」を授与する予定です。

【各選手の競技結果】（敬称略）

競技	氏名	出場種目・競技結果
水泳 （飛込）	みかみ さやか 三上 紗也可	2種目で5試合に出場し、シンクロ3m飛板飛込で準優勝（飛込競技で日本史上初の銀メダル）。 ・7月1日（金） 女子3m飛板飛込 予選 6位で突破 ・7月1日（金） 女子3m飛板飛込 準決勝 6位で突破 ・7月3日（日） 女子3m飛板飛込 決勝 <u>7位入賞</u> ・7月3日（日） 女子シンクロ3m飛板飛込 予選 5位で突破 ・7月3日（日） 女子シンクロ3m飛板飛込 決勝 <u>銀メダル</u>
水泳 （競泳）	むら りゅうや 武良 竜也	3種目6レースに出場し、200m平泳ぎで4位入賞。 ・6月18日（土） 男子100m平泳ぎ 予選 7位で突破 ・6月19日（日） 男子100m平泳ぎ 準決勝 10位で敗退 ・6月22日（水） 男子200m平泳ぎ 予選 8位で突破 ・6月23日（木） 男子200m平泳ぎ 準決勝 8位で突破 ・6月24日（金） 男子200m平泳ぎ 決勝 <u>4位入賞</u> ・6月25日（土） 男子400mメドレーリレー 予選 9位敗退

（参考）2022世界水泳選手権

主 催：国際水泳連盟（F I N A）
期 間：2022年6月17日（金）～7月3日（日）
会 場：ハンガリー・ブダペスト

第1回米子駅周辺活性化連携会議の開催について

令和4年7月21日
中山間地域政策課

米子駅南北自由通路等整備事業を契機とした米子駅周辺のにぎわい創出に向け「駅周辺のまちづくり」について重点的に協議を行うため、米子市、JR西日本米子支社、米子商工会議所及び鳥取県の四者による「米子駅周辺活性化連携会議」が新たに設置され、第1回会議が開催されましたので、報告します。

1 米子駅周辺活性化連携会議の設置について

(1) 設置目的

令和元年度まで開催していた「米子駅南北自由通路等整備事業協議会（三者協議）」の枠組み（米子市、JR西日本米子支社、鳥取県）に米子商工会議所を加えた四者により、新たに「米子駅周辺活性化連携会議」を立ち上げ、米子駅南北自由通路等整備の効果を米子駅周辺の活性化に向けたまちづくりに最大限に波及させるため協力して検討を進める。

(2) 主な検討項目

① 交通結節点としてのあり方について

- ・南北の駅前広場及び周辺の整備
- ・歩行者動線の円滑化、バリアフリーの促進
- ・タクシールール、バスターミナルの再編 等

② にぎわいの創出について

- ・だんだん広場、グルメプラザ敷地の利活用
- ・駅前通り、文化ホール周辺、駅南エリアの活性化
- ・歩いて楽しいまちづくりの推進（ウォーカブル推進）との連携 等

2 第1回米子駅周辺活性化連携会議の概要

(1) 開催日時 令和4年6月24日（金）午前10時30分から

(2) 開催場所 米子市立図書館2階 多目的研修室

(3) 出席者 米子市：伊澤副市長

JR西日本米子支社：和田副支社長

米子商工会議所：森田専務理事

鳥取県：吉村西部総合事務所長 等

(4) 議 事 ①現在の状況について ②今後の課題について ③検討部会について

(5) 協議結果 ・課題について、四者で連携を図りながら今年度中を目途に検討を進める。
・具体的検討を進めるための「駅周辺整備検討部会」「駅周辺活性化検討部会」を設置する。

部会名	検討内容
駅周辺整備検討部会	・バスターミナルの再整備 ・駅北・駅南広場の役割分担 等
駅周辺活性化検討部会	・米子駅から米子城跡・米子港・角盤町周辺への誘導 ・だんだん広場の活用、駅南周辺の土地利用 等

(6) 今後のスケジュール

		R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
活性化米子 連携会議	連携会議	第1回 (6/24)					第2回 (10月~11月)				
	調整会議	(6/16)				(10月~11月)					
	検討部会									※検討結果がまとまり次第、 会議を開催	

※調整会議：連携会議開催を前に、参画四者の事務担当課により課題に係る課題整理等を行うもの。

JR 西日本米子支社と東部沿線自治体との会談について

令和4年7月21日
地域交通政策課

今年4月11日にJR西日本が輸送密度2,000人/日未満の線区の収支状況等を公表し、本県においては山陰線（鳥取～浜坂）、因美線（智頭～東津山）が該当しています。

この度、JR西日本米子支社から東部沿線自治体に対して説明したいとの申し入れを受けて、次のとおり会談を実施し、公表に係る考え方の説明や今後の議論の進め方等について協議しましたので、その概要を報告します。

1 概要

- (1) 日 時 令和4年7月11日（月）午前10時～10時40分
- (2) 場 所 鳥取商工会議所大会議室
- (3) 出席者 [JR西日本米子支社] 佐伯支社長、和田副支社長 [県] 平井知事
[東部市町] 深澤鳥取市長、長戸岩美町長、金兒智頭町長、吉田八頭町長、上川若桜町長

2 内容

(1) 知事あいさつ

- ・鉄道は暮らしの一部。先人たちが築き上げたネットワークが途切れることは絆が途切れるに等しく、鉄道という資産の光を消してはならない。
- ・JRの応援団である。7月16日から新しい公共交通利用促進キャンペーンを実施して、通勤通学や観光利用で支えたい。
- ・JRのみにネットワーク維持を求めることは合理的でない。国において鉄道ネットワーク維持に向けた議論や支援があつてしかるべき。



(2) JR西日本佐伯支社長あいさつ

- ・会社発足から35年が経過し、地域と取組を進めてきたが、沿線人口の減少等により、地域交通を取り巻く環境が大きく変わってきた。
- ・県内では、拠点間、地域間のネットワークを担っているが、特に生活の側面において、ニーズに答えられず、利用が限定的となった線区がでてきた。
- ・鉄道のみならず、バスやタクシーも含めた地域の輸送資源について、特にまちづくりの観点から一緒に地域ニーズに合った形を検討していく必要がある。
- ・皆様の課題もしっかり受け止め、課題共有を図りながら地域交通の課題解決につなげたい。

(3) JR西日本和田副支社長

「線区別利用状況」、「米子支社における観光振興等の取組」等について説明

- ・2,000人未満の線区は会社全体の約3割に及んでいる。1987年（JR発足）時と2020年度の利用者を比較すると、山陰本線（鳥取～浜坂）で84%、因美線（東津山～智頭）で91%減少しており、非常に厳しい。
- ・トワイライトエクスプレス「瑞風」は地元で大変お世話になっている。観光列車「あめつち」もこの7月末から8月、因美線に乗り入れる計画で多くの利用が期待できる。
- ・今年の秋に向け、若桜鉄道、日交バス、JRの共通パスを進めており、利用促進にも努めていく。

(4) 意見交換

[長戸岩美町長]

「乗ってecoh県民運動」に呼応して、町内企業等の利用促進、職員の始業時間を15分ずらしたJR通勤を促す取組、小中学校等のジオパーク学習等を通じた鉄道利用などの乗車拡大に向けた取り組みをしながら、維持されるよう一緒にやっていきたい。

[金兒智頭町長]

2,000人未満線区の収支率の公表は何の目的か、地元にとっては大きなこと。4月に唐突に出さ

れて、地元は不安でいっぱい、乗車促進してもこの問題が払拭されるものではない。

[吉田八頭町長]

地域鉄道の果たしてきた役割は大変大きく、地域の発展は鉄道とともにあり、今後とともに歩みたい。鉄道に限らず、地域の公共交通を維持するには国の支援が必要と考える。ネットワークについてもすぐに結論を出せる問題ではないと認識しており、圏域で一体となって考える必要がある。我々首長を交えた会で、地域公共交通のあり方を一緒に検討してはどうか。

[深澤鳥取市長]

特定の鉄道区間の議論ではなく、広域的な視点からの検討や議論が必要である。麒麟のまち圏域でも公共交通の利用促進に取り組んできており、取組を更に強化したい。既存の鳥取県東部地域公共交通活性化協議会でも議論を進めていきたい。まちづくりの転機となるよう、皆で知恵を出し合っ、鉄道インフラを存続できるよう難局を乗り越えたい。

[上川若桜町長]

乗って残していくことが必要である。鳥取市等のノルデ運動と連携し、7月1日から毎週金曜日は若桜鉄道沿線の協賛店舗で特典が受けられる取組を始めた。特定の線区を切り取るよりは、圏域一体となって広域的に協議していくことが必要である。

[平井知事]

兵庫県や岡山県のように個別にJRの線区を取り出した話し合いよりも、因幡地域全体で検討していく形を考えてはどうか。既存の東部地域公共交通活性化協議会で実務を行いながら、首長による未来志向の考え方を入れた特定の線区に特化しない会議のようなものを模索できないか。

[佐伯支社長]

2,000人未満線区発表の意図は、当社の経営について議論したいものではなく、エリア全体のまちづくりを起点とした地域公共交通のあり方について会話を深めていきたいということ。会議体についても、既存の協議会の場で実務的なフォローをしながら、このような場を継続的に設立していただければ幸い。

(5) 今後の進め方について

JR西日本米子支社をはじめとする交通事業者、鳥取県知事及び県東部1市4町の首長で構成する、県東部地域全体のまちづくりと一体となった持続可能な公共交通のあり方について検討する会議を新たに設置し、既存の東部地域公共交通活性化協議会と連携しながら、協議を進めていく。

<参考>R4.4.11 JR西日本プレスリリース概要（ローカル線に関する課題認識と情報開示について）

(1) ローカル線に関する課題認識

沿線人口の減少・少子高齢化、道路整備や道路を中心としたまちづくりの進展などローカル線を取り巻く環境は大きく変化し、線区によっては大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できない状況である。今後もさらなる人口減少など環境変化が見込まれる中で、持続可能な地域社会の実現に向け、今よりも利用しやすい最適な地域交通体系を地域とともに創り上げる必要がある。

(2) 線区別の経営状況に関する情報開示

輸送密度（平均通過人員）2,000人/日未満となっている線区の収支率などが開示された。

<鳥取県内の対象2線区> 上段が2017-2019、下段が2018-2020の数値 運輸収入、営業費用、営業損益の単位は億円

路線	区間	収支率	営業係数	運輸収入	営業費用	営業損益	平均通過人員(人/日)		
							1987	2019 2020	比率
山陰線	浜坂～鳥取 (32.4km)	11.8%	849	1.1	9.7	▲8.5	4,878	921	19%
		10.9%	920	1.0	9.1	▲8.1		798	16%
因美線	東津山～智頭 (38.9km)	5.1%	1,963	0.2	4.1	▲3.9	1,551	179	12%
		4.6%	2,194	0.2	4.1	▲3.9		132	9%

※営業係数とは、100円の営業収入を得るのに、どれだけ営業費用を要するのかを表す指数。

「青谷弥生人」ミュージアムキャラバンについて

令和4年7月21日
とっとり弥生の王国推進課

国史跡青谷上寺地遺跡で発見された人骨をもとに制作した復顔像、青谷弥生人「青谷上寺朗」が関西、四国、東海地方の博物館を訪ね、とっとり弥生の王国や青谷上寺地遺跡をPRする“「青谷弥生人」ミュージアムキャラバン”を実施しています。

第1回目は、大阪府立弥生文化博物館(和泉市)にて、「青谷上寺朗」のほか、青谷上寺地遺跡出土品や解説パネルを展示しました。

6月25日(土)には、知事が同館を訪問、禰亘田(ねぎた)館長のご案内で1階ロビーおよび2階の常設関連展示を観覧されました。

また、7月3日(日)に実施した講演会には定員を超える参加者があり、「青谷上寺朗」の関西在住そっくりさん4名(吉田昌弘さん、春日連太郎さん、中川剛さん、服部学さん)も来館、聴講されました。

○大阪府立弥生文化博物館展示等

- (1) 期 間 令和4年6月21日(火)～7月3日(日)
- (2) 会 場 大阪府立弥生文化博物館ミニギャラリー
- (3) 展示内容 「青谷弥生人(青谷上寺朗)」の復顔像、青谷上寺地遺跡出土品(土器(実物)、頭蓋骨・脳、銅鏃が刺さった骨、線刻絵画土器、桶形容器などのレプリカ)
- (4) 関連イベント
記念講演会:「日本海を望む弥生の村と人々」
開催日時:7月3日(日) 午後2時～午後4時
会 場:大阪府立弥生文化博物館 ホール
参加人数:約100名(定員80名)



○愛媛県歴史文化博物館展示等

- (1) 期 間 令和4年7月9日(土)～7月24日(日)
- (2) 会 場 愛媛県歴史文化博物館エントランスホール(愛媛県西予市宇和町卯之町4-11-2)
- (3) 展示内容 「青谷弥生人(青谷上寺朗)」の復顔像、青谷上寺地遺跡出土品(頭蓋骨・脳、銅鏃が刺さった骨、線刻絵画土器、桶形容器などのレプリカ)
- (4) 関連イベント
記念講演会:「日本海を望む弥生の村と人々」
開催日時:7月24日(日) 午後1時30分～午後3時
会 場:愛媛県歴史文化博物館 多目的ホール
定 員:150名

○今後の予定

- ・10月に愛知県内で開催予定



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

とっとり弥生の王国推進課

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	入 札 方 式
とっとり弥生の王国推進課 〔鳥取県土整備 事務所〕	史跡青谷上寺地遺跡(指 定地南側3工区)整備工 事	鳥取市 青谷町 青谷	株式会社栗山組 代表取締役社長 栗山 和大	123,090,000円 (予定価格) 134,240,700円	令和4年6月8日 ～ 令和5年2月14日	令和4年6月8日	制限付 一般競争入札 (15社)